介護サービス事業者の業務管理体制整備に関する届出について

広島県健康福祉局医療介護基盤課

介護保険法第115条の32及び介護保険法施行規則第140条の39により，平成21年5月1日から，介護サービス事業者（法人）に，法令遵守等の業務管理体制の整備が義務付けられました。

新規に介護サービスを始められた場合などには，**遅滞なく**，所管の行政機関に届け出ていただくこととなっています。（届出先は裏面の「２」を参照してください。）  
　ダウンロード用の届出様式，記載要領，Ｑ＆Ａなどの詳細は，広島県のホームページに掲載しておりますので，次のページから御確認ください。

[トップページ](http://192.168.61.148/index.php) > [組織でさがす](http://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki) > 健康福祉局 > [医療介護基盤課](https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/54/) > 業務管理体制整備に関する届出及び検査について

１　整備する業務管理体制の基準

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 指定・許可の  事業所等の数  （注） | 業務管理体制の整備の内容 | | |
| 法令遵守責任者  の選任 | 業務が法令に適合する  ことを確保するための  規程の整備 | 業務執行の  状況の監査 |
| １～１９ | 必 要 | － | － |
| ２０～９９ | 必 要 | 必 要 | － |
| １００～ | 必 要 | 必 要 | 必 要 |

　 注）　事業所・施設数には，介護予防及び介護予防支援事業所も１と数えますが，みなし事業

所は除きます。みなし事業所とは，保険医療機関（病院・診療所・薬局）が行う居宅サービス及び介護予防サービス（居宅療養管理指導，訪問看護，訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーション，短期入所療養介護）であって，健康保険法の指定があったとき，介護保険法の指定があったものとみなされる事業所をいいます。

総合事業における介護予防・生活支援サービス事業は，事業所等の数から除きます。

　　[法令遵守責任者について]

不正行為を未然に防止する法令遵守体制の整備は，事業者（法人）の自己責任において取

り組むべきものです。

法令遵守責任者は，資格や役職を問いませんが，介護保険関係の法令等に精通し，事業者

　　　内部に法令遵守を徹底する役割を担う方です。

２　届出先の行政機関

|  |  |
| --- | --- |
| 届出先区分 | 届出先 |
| 事業者等が３以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者 | 厚生労働大臣 |
| 事業所等が２以上の都道府県に所在し，かつ，２以下の地方厚生局管轄区域に所在する事業者 | 事業者の主たる事務所が所在する都道府県知事 |
| 事業所等が広島市内のみに所在する事業者 | 広島市長（介護保険担当課） |
| 事業所等が呉市内にのみ所在する事業者（注） | 呉市長（介護保険担当課） |
| 事業所等が福山市内のみに所在する事業者（注） | 福山市長（介護保険担当課） |
| 地域密着型サービスのみを行い，事業所等が同一市町内に所在する事業者 | 市町長（介護保険担当課） |
| 上記以外の事業者 | 広島県知事  （健康福祉局医療介護基盤課） |

　　注）事業所等に介護療養型医療施設を含む場合は除きます（届出先は都道府県知事）。

３　届出様式等

|  |  |
| --- | --- |
| 届出が必要となる事由（遅滞なく提出） | 様　式 |
| 業務管理体制の整備に関して届け出る場合 | 様式第30号 |
| 事業所等の指定又は廃止等により「２」の届出先が変更した場合  （例：市町→県，県→厚生労働省への変更）  **注）この場合は，変更前の行政機関及び変更後の行政機関の双方に届け出てください。** | 様式第30号 |
| 届出事項に変更があった場合  **注）次の場合は変更の届出は必要ありません。**  ・事業所等の数に変更が生じても，「１」の整備する業務管理体制が変更されない場合  　（1～19の範囲の中で，事業所数が変動する場合など）  ・法令遵守規程の字句の修正など業務管理体制に影響を及ぼさない軽微な変更の場合 | 様式第31号 |

４　届出書の提出

○「２」の届出先が広島県知事となる場合は，次のあて先に郵送又は持参してください。

|  |
| --- |
| **〒730-8511　広島市中区基町10－52**  **広島県健康福祉局医療介護基盤課　介護事業者指導グループ**  **ＴＥＬ：082－513－3208** |

* 「２」の届出先が厚生労働大臣となる場合は，厚生労働省ホームページ

を確認のうえ，指定様式により届け出てください。

　[厚生労働省ホームページ]　<http://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/service/index.html>